

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その20）

— 知財高裁審決取消事件（旅行業向け会計処理装置事件） —

ソフトウェア委員会 小川 一

1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平 20（行ケ） 10151 号
- (2) 判決言渡日（判決）：平 21.5.25
- (3) 特許番号：3733478 号
- (4) 審判：無効 2006-80123 号
- (5) 発明の名称：旅行業向け会計処理装置

2. 事案の概要

原告は、無効審判を請求。被告は訂正請求書により訂正請求を行い、さらに手続補正書により訂正請求書の補正を実施。特許庁は訂正を認め、無効不成立の審決。原告は本訴を提起。

3. 本願発明の内容

旅行業向けの会計処理システムであり、売上と仕入を「旅行商品単位」で前受金、未収金、前払金、未払金と共に「同日計上」することにより、一旅行商品単位での利益の把握を可能にするシステム。

無効審判における訂正請求後のクレームは下記の通り。

【請求項 1】

経理データを、複数の販売商品から構成される旅行商品毎に管理するための貸借対照表に相当する電子ファイルである経理ファイルと、

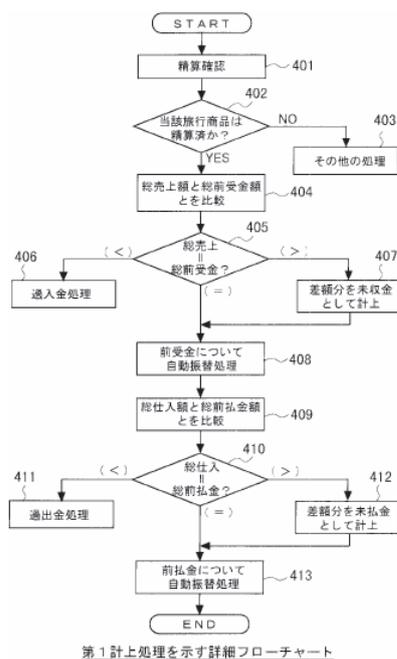
いずれかの旅行商品に関して、利益把握のために「売上」及び「仕入」の同日付計上を要求する第1の計上要求操作があったこと、「入金」又は「支払」の計上を要求する第2の計上要求操作があったこと、をそれぞれ判定する操作種別判定手段と、

操作種別判定手段により第1の計上要求操作ありと判定されたときに、当該旅行商品に関して実施される第1の計上処理手段と、

操作種別判定手段により第2の計上要求操作ありと判定されたときに、当該旅行商品に関して実施される第2の計上処理手段とを有し、

第1の計上処理手段は、

その旅行商品に関して予定される総売上額と、その旅行商品に関して経理ファイルに既に計上されている個々の販売商品の前受金の総額である総前受金額とを比較して、総売上額と総前受金額とが一致していること、総売上額よりも総前受金額が少ないこと、をそれぞれ判定する前受金判定手段と、前受金判定手段により予定される総売上額と総前受金額とが一致していると判定されたときには、経理ファイルの貸方には、予定される総売上額を「売上」として計上すると共に、これと対応する経理ファイルの借方には、既に経理ファイルの借方に計上済みの各販売商品の前受金相当の「現金」を「前受金」にそれぞれ自動振替して計上する一方、前受金判定手段により総売上額よりも総前受金額が少ないと判定されたときには、上記の「売上」計上及び「前受金」自動振替に加えて、予定される総売上額と総前受金額との差額を経理ファイルの借方に「未収金」として計上する売上計上処理手段と、



第1計上処理を示す詳細フローチャート

図 4

その旅行商品に関して予定される総仕入額と、その旅行商品に関して経理ファイルに既に計上されている個々の販売商品の前払金の総額である総前払金額とを比較して、総仕入額と総前払金額とが一致していること、総仕入額よりも総前払金額が少ないこと、をそれぞれ判定する前払金判定手段と、

前払金判定手段により予定される総仕入額と総前払金額とが一致していると判定されたときには、経理ファイルの借方には、予定される総仕入額を「仕入」として計上すると共に、これと対応する経理ファイルの貸方には、既に経理ファイルの貸方に計上済みの各販売商品の前払金相当の「現金」を「前払金」にそれぞれ自動振替する一方、前払金判定手段により総仕入額よりも総前払金額が少ないと判定されたときには、上記の「仕入」計上及び「前払金」自動振替に加えて、予定される総仕入額と総前払金額との差額の内訳を経理ファイルの貸方に「未払金」としてそれぞれ計上する仕入計上処理手段と、を含み、

第2の計上処理手段は、

<中略>

とを含み、

それにより、経理ファイル上に「売上」と「仕入」とが、「前受金」、「未収金」、「前払金」、「未払金」と共に、一旅行商品単位で同日付にて計上されるようにした、ことを特徴とする旅行業向け会計処理装置。

4. 原審決及び裁判所の判断

原審決では、本件特許発明は自然法則を利用した技術的思想の創作に該当すると判断している。

原告は、本件特許発明が一般的な会計原則に基づいて会計処理をするに過ぎず、同日付計上の会計処理を伝票と手計算で実行するのと同様であり、自然法則を利用した技術的思想の創作に該当しないと主張した。しかし、裁判所は、「各手段は、コンピュータプログラムがコンピュータに読み込まれ、コンピュータがコンピュータプログラムに従って作動することにより実現されるものと解され、それぞれの手段について、その手段によって行われる会計上の情報の判定や計上処理が具体的に特定され、上記各手段の組み合わせに

よって、経理ファイル上に、『売上』と『仕入』とが、『前受金』、『未収金』、『前払金』、『未払金』と共に、一旅行商品単位で同日付けで計上されるようにするための会計処理装置の動作方法及びその順序等が具体的に示されている」と判示して、自然法則を利用した技術的思想の創作に該当すると判断した。

また、伝票と手計算でできる構成要素が含まれているからとか、あるいは、会計理論、会計実務を前提、応用したものを含んでいるからとあって、それらのことによって、発明全体が自然法則を利用した技術的思想の創作に該当しないということにはならないとも述べている。

5. 考察

本件特許発明は、請求項1の記述からもわかる通り、非常に詳細な条件判断、ファイル処理等が構成要件として記載されている。裁判所も、会計上の情報の判定や計上処理が具体的に特定され、各手段の組み合わせによって、一旅行商品単位で同日計上されるようになるための動作方法、順序等が具体的に示されており、コンピュータがプログラムに従って作動、実現されるものと解されると判断し、発明の成立性を肯定している。このように、審査基準とほぼ同様の判断基準にて発明の成立性が認められたのは、今回が初めてのケースであり、今後の実務において、大いに参考になると思われる。

一方、裁判において、進歩性については争われていない。本件特許発明は、正しい利益把握を目的として会計実務を行うために、売上と仕入を一旅行商品単位で対応付けて処理できるよう同日付で計上するのが特徴である。このような会計処理は、一般的な会計基準の思想に従ったものであるようにも思うが、先例例は発見されなかったようだ。もしも、旅行業の会計実務慣習の中に、手計算、伝票処理などで同様な処理が行われていることが発見できていれば、本件特許発明との本質的な違いは存在しないことを示すことによって、進歩性が否定された可能性もある。

（原稿受領 2009. 6. 30）